

さいたま市業務委託最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市が発注する業務委託（ただし、建設工事に伴うものを除く。以下「業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第11条第4項及び第5項（同規則第19条第1項により準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約審査委員会 さいたま市契約審査委員会設置要綱（平成15年さいたま市制定）に基づき設置される契約審査委員会をいう。
- (2) 業者選定委員会 さいたま市業務委託業者選定委員会設置要領（平成17年さいたま市制定）に基づき設置される業務委託業者選定委員会をいう。
- (3) 部担当課 さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）等により業務委託における入札に関する分掌事務をもつ課所等をいう。
- (4) 建物管理等業務 建物総合管理、受付案内、電話交換、駐車場管理及び設備機器等の運転、保守に関する業務をいう。
- (5) 直接人件費 業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (6) 直接物品費 業務の予定価格算出の基礎となった直接物品費をいう。
- (7) 業務管理費 業務の予定価格算出の基礎となった業務管理費をいう。
- (8) 一般管理費等 業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。

(対象とする契約)

第3条 最低制限価格を設定する契約は、競争入札により締結する次に掲げる業務の請負契約のうち、当該契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認める契約とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける業務の契約は対象としない。

- (1) 建物管理等業務
- (2) 警備業務（機械警備業務を除く。）
- (3) 清掃業務
- (4) 施設運転管理業務
- (5) 測量業務
- (6) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (7) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (8) 地質調査業務
- (9) 補償関係コンサルタント業務
- (10) 製造に係る業務
- (11) 生活路線バス、通学バス等の運行に係る業務

- (12) コンピュータ等のサービス（設計、開発、運用等）に係る業務
- (13) 医療関係検査又は調査（検体検査、職員検診等）に係る業務
- (14) 交通量調査、環境計測業務
- (15) 機器、施設等の保守に係る業務
- (16) 道路、公園等の維持管理に係る業務
- (17) 街路樹剪定、除草、伐採等に係る業務
- (18) 廃棄物処理に係る業務
- (19) 給食の提供に係る業務
- (20) 物品等の運送又は保管に係る業務
- (21) 印刷物等の作成に係る業務
- (22) データ入力作業に係る業務
- (23) 翻訳又は通訳に係る業務
- (24) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（最低制限価格設定の手続）

第4条 最低制限価格を設定しようとする場合は、次の各号に掲げる区分により承認を得るものとする。

- (1) 500万円未満の業務 業務を所管する部長
- (2) 500万円以上の業務 契約審査委員会
- (3) 500万円以上で調達課が指定する業務 業者選定委員会

（最低制限価格）

第5条 最低制限価格は、個々の業務内容を考慮し、次の各号に掲げる区分に応じ、業務を所管する部長が定める額とする。

- (1) 第3条第1号から第4号までに該当する業務

ア 原則として、直接人件費に100分の85を乗じて得た額（一円未満切捨て）、直接物品費に100分の70を乗じて得た額（一円未満切捨て）、業務管理費に100分の70を乗じて得た額（一円未満切捨て）及び一般管理費等に100分の70を乗じて得た額（一円未満切捨て）の合計額（千円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額とする。

イ アにより算出した最低制限価格が予定価格に10分の8（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に10分の8（下限値）を乗じて得た額とする。

ウ ア、イの規定により定めることが困難な特別な業務における最低制限価格においては、予定価格に10分の8（下限値）を乗じて得た額を下回らない額とする。

- (2) 第3条第5号から第9号までに該当する業務

さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱の規定を準用して算出した額とする。

- (3) 第3条第10号から第24号までに該当する業務

予定価格に10分の6を乗じて得た額を下回らない額とする。

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、予定価格書に金額を記入するものとする。

(入札参加者への告知)

第6条 第4条の規定により最低制限価格を設定した場合、部担当課の長、調達課長又は業務を所管する課長は、当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨、入札参加者に告知しなければならない。

(落札者の決定)

第7条 第4条の規定により最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に執行される業務委託契約から適用し、同日前に執行された業務委託契約については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、附則に2項を加える改正は、平成25年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った業務委託契約については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。